

社会福祉法人 大分県光明寮

役員報酬規程(理事・監事・評議員)

平成 29 年 6 月 10 日制定(規則 24 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大分県光明寮(以下「当法人」という)定款第 8 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、役員(理事・監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、法人業務を行う場合には報酬を支給する。

(報酬費)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けた下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 その他業務又出張等で交通費の実績が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

別表 1(非常勤役員等の報酬)

(1) 理事、評議員、評議員選任解任委員の報酬

	時間	報酬額内訳(単位円)				旅 費
		日 当 額	交 通 費	税	計	交通費 宿泊費
理事会、評議員会、 評議員選任・ 解任委員会等 (日当・交通費含む)	半日	4,000	1,000	140	5,140	無
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	無
その他 (出張は、別途、交通費・ 宿泊料支給)	半日	4,000	1,000	140	5,140	有
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	有

注記 1) 日当は税金控除後の支給とする。 2) 出張時の旅費日当は支給しない。

(1) 監事費用弁償

	時間	報酬額内訳(単位円)				旅 費
		日 当 額	交 通 費	税	計	交通費 宿泊費
監事会 (日当・交通費含む)	半日	4,000	1,000	140	5,140	無
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	無
その他 (出張は、別途、交通費・ 宿泊料支給)	半日	4,000	1,000	140	5,140	有
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	有

注記 1) 日当は税金控除後の支給とする。

2) 出張時の旅費日当は支給しない。

(職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、令和02年06月 日改正をし、施行する。